

木造軸組外壁

45準耐火EX-Y15

窯業系サイディング仕様

45分準耐火構造 国土交通大臣認定 QF045BE-1514 (1)
QF045BE-1514 (3)

施工仕様書

[令和7年6月版]



はじめに

この施工仕様書は、表紙に記載してある防火構造認定の条件を満足するための推奨施工方法を示したものです。本書を基に現場毎の施工要領書および施工計画書の作成をお願いいたします。

尚、施主や設計者の指定による特記仕様等で本書に記載が無い場合は、防火構造認定書別添にて認定条件の範囲であることを確認の上、施工要領書および施工計画書に反映させてください。

適切な施工管理体制にて施工をしていただくために

特定共同住宅の住戸等と住戸等の界壁を乾式耐火壁にて施工する場合は、“特例基準「消防法施行令第29条の4」に基づいた総務省令第40号、その細目を定めた消防予第188号および500号通知の内容を遵守する義務があります。その500号通知には乾式耐火壁の施工条件として、「適切な施工管理体制が整備されている場合」と明記されております。

「適切な施工管理体制が整備されている場合」とは、

1 乾式壁の施工方法

住戸等と住戸等との間の防火区画を形成する壁のうち乾式のもの（以下「乾式壁」という。）の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

2 施工現場における指導・監督等

乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。

3 施工状況の確認等

乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

4 その他

ア 施工管理体制の整備状況については、当該特定共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認すること。

イ 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理を行うこと。

上記は、施工現場で乾式戸境壁の耐火性能を確保するために施工管理体制を整備することを目的としております。この考え方は戸境壁以外の外壁準耐火壁を施工する際にもあてはまるところから、適切な施工管理体制の整備をお願いします。

目 次

①総 則

- 1-1 適用範囲
- 1-2 施工計画書の作成と周知徹底
- 1-3 施工中の疑義
- 1-4 檢 査

②安全対策

③せっこうボードの荷姿、運搬、保管

- 3-1 荷 姿
- 3-2 運 搬
- 3-3 保 管
- 3-4 残材処理、清掃

④材 料

- 4-1 主構成材料
- 4-2 副構成材料

⑤施工要領

- 5-1 標準施工手順
- 5-2 施工要領

⑥検 査

- 6-1 自主検査
- 6-2 立会い検査

⑦認定書

準耐火構造

⑧水平断面図

木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15 窓業系サイディング仕様 施工仕様書

J-008-3

① 総則

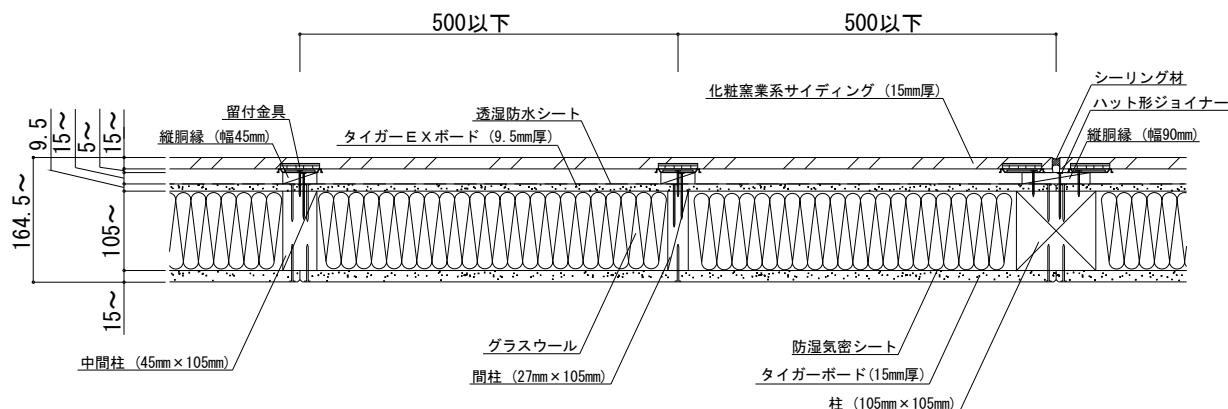
1-1 適用範囲

この施工仕様書は、木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15 窓業系サイディング仕様について適用する。

木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15 窓業系サイディング仕様

4.5分準耐火構造 国土交通大臣認定 QF045BE-1514 (1) (中空部に断熱材を挿入しない場合)
QF045BE-1514 (3) (中空部に断熱材を挿入する場合)

水平断面図 (中空部に断熱材を挿入した場合の壁構造)



※本書の図面寸法値は、各部材の公称寸法を記載しております。

※化粧窓業系サイディングは横張り、胴縁は縦胴縁に限定となります。

※縦胴縁なしの通気留付金具工法も施工が可能です。

1-2 施工計画書の作成と周知徹底

木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15 窓業系サイディング仕様の施工に際しては、この施工仕様書、当社の「タイガーレンガ EX ボード耐力壁【木造軸組大壁工法 3仕様】」施工仕様書および使用する日本窓業外装材協会（以下「NYG協会」）正会員各社の窓業系サイディングのマニュアル、仕様を基に現場毎に施工計画書を作成する。事前に説明会、その他の方法で、作業員全員に周知徹底を図る。

1-3 施工中の疑義

施工中、施工計画書に明記されていない事項、または疑義が生じた場合は、認定条件を確認の上、設計者・建築元請業者などと施工方法を検討する。

1-4 検査

施工業者は、工事が完了した時点で自主検査を実施した後、建築元請業者の監督員に報告し、検査を受ける。

② 安全対策

建築元請業者の安全方針に従って対策してください。

《タイガーボード類の注意》

- *指定の用途以外にご使用の場合は、十分に性能を発揮できない場合があります。
- *タイガーエクスボードなどを施工する際の切断作業では集塵などに留意し、防塵カッターや集塵丸鋸を使用してください。また、サンディングなどの作業で発生する粉塵に対しては、防塵マスクや安全メガネを着用してください。
- *在庫の際、積層段数が多いと荷くずれの危険があります。
- *タイガーエクスボードなどの廃材、洗浄排水の処理については、環境公害とならないようにご注意ください。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法令に基づき適切に処理してください。

《化粧窯業系サイディングの注意》

- *切断工具、保護具、保管方法、残材処理などは使用するメーカーの取扱説明書などに従ってください。

③ せっこうボードの荷姿、運搬、保管

3-1 荷姿

保管荷姿は、通常、タイガーエクスボード(9.5mm)で80枚、タイガーボード(15mm)で100枚を1山としてある。

3-2 運搬

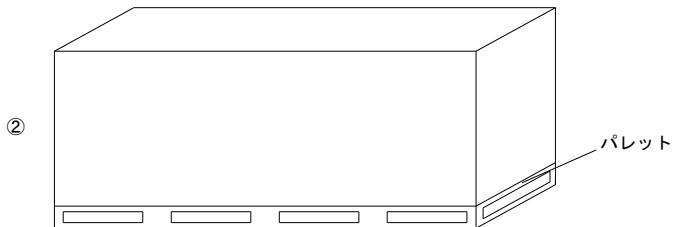
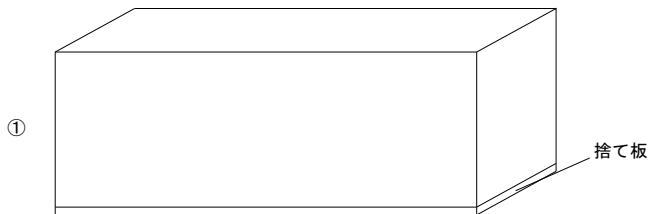
タイガーエクスボードなどの搬入は、建築元請業者の監督員との打ち合わせにより、現場の搬入計画に基づいて行う。

木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15 窓業系サイディング仕様 施工仕様書

J-008-5

3-3 保管

- (1) 荷くずれ、角欠けがないように均などに置く。
- (2) 傾斜面、墨出し部には置かない。
- (3) 凸凹面や水漏れ部には置かない。上階から漏水の恐れがある場合や屋外の場合は、あらかじめシートなどでタイガーエクスボードなどが濡れないように養生する。
- (4) タイガーエクスボードなどの保管は、波打ち、そりがでないように下図のように、高さのそろった台上にボードの縁が台からはみ出ないようにすること。また、各山の一番上のボードは裏面を上面とすること。タイガーエクスボードを屋外で保管する場合は、必ずパレット積みとすること。



- (5) 2段積みなどを行う場合は、台木の位置を各段でそろえること。
- (6) タイガーエクスボードなどを踏み台にしないこと。

3-4 残材処理、清掃

タイガーエクスボードなどの切断加工を行った作業場所は清掃する。タイガーエクスボード、その他の残材は、あらかじめ決められた置き場に集積する。

④ 材 料

4-1 主構成材料

4-1-1 屋外側被覆材

両面ボード用原紙張せつこう板

商品名：タイガーEXボード（以下、EXボードと称する）

(1) 規格 不燃NM-4127

(2) 尺法

厚さ 9.5mm

大きさ(標準) 910mm×3,030mm

(3) 性能

比重 1.0±0.1

含水率 3%以下

4-1-2 内装材

1) せつこうボード (GB-R)

商品名：タイガーハイクリンボード、タイガーボード（以下、TBと称する）

(1) 規格 不燃NM-8619、JIS A 6901

(2) 尺法

厚さ 15mm

大きさ(標準) 910mm×1,820, 2,420mm

(3) 性能

比重 0.65~0.90

含水率 3%以下

2) 強化せつこうボード (GB-F)

商品名：タイガーボード・タイプZ（以下、TBZと称する）

(1) 規格 不燃NM-8615、JIS A 6901

(2) 尺法

厚さ 15mm

大きさ(標準) 910mm×1,820, 2,420mm

(3) 性能

比重 0.75~0.95

含水率 3%以下

※15mm厚TBまたはTBZを用いて屋内側の耐力壁とする場合には、耐力壁の大臣認定に従ってください。

木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15 窓業系サイディング仕様 施工仕様書

J-008-7

4-1-3 外装材

化粧窓業系サイディング

(1) 規格 JIS A 5422

(2) 組成(質量%)

中実品

けい酸カルシウム硬化物	6.5~8.6
有機質纖維	1~1.3
無機質纖維	4未満
有機質混和材	1.4未満
無機質混和材	2.7未満

中空品

けい酸カルシウム硬化物	6.5~8.6
有機質纖維	1~6
無機質纖維	4未満
有機質混和材	0~3
無機質混和材	0~2.6

(3) 化粧仕様

塗料の種類

アクリル樹脂系塗料、アクリルウレタン樹脂系塗料、アクリルシリコン樹脂系塗料、フッ素樹脂系塗料、エポキシ樹脂系塗料、無機質系塗料

塗布量(g/m²) : 200以下(有機固形分量)

※無塗装品(シーラー品)は、現場での塗装の際、塗布量を厳守してください。

(4) 尺法

厚さ (中実品) 1.5~2.6mm
(中空品) 1.8~2.6mm

大きさ 300~455mm×1,818~3,640mm

(5) 性能

比重 1.1±0.2

※当準耐火認定の試験ではNYG協会の試験用サイディングを用いております。当認定で使用可能なサイディングは、NYG協会正会員会社にご確認ください。

※化粧窓業系サイディングは横張り、胴縁は縦胴縁に限定となります。

4-1-4 柱

JAS規格に適合する構造用集成材または構造用製材など

□-105mm以上×105mm以上

4-1-5 中間柱(継手間柱)

JAS規格に適合する構造用集成材または構造用製材など

□-45mm以上×105mm以上

4-1-6 間柱

JAS規格に適合する構造用集成材または構造用製材など

□-27mm以上×105mm以上

木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15 窓業系サイディング仕様 施工仕様書

J-008-8

4-1-7 断熱材（必要に応じて挿入する場合には下記のものを使用する）

グラスウール：JIS A 6301、JIS A 9504またはJIS A 9521
密度10kg/m³以上、厚さ12mm以上

4-2 副構成材料

4-2-1 受材（胴つなぎ）（必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する）

（1）屋外側受材（胴つなぎ）

JAS規格に適合する構造用製材または下地用製材など

□-60mm以上×45mm以上

※当準耐火認定では屋外側受材（胴つなぎ）は認定上必須ではありません。ただし、EXボードを耐力壁とし、横目地を設ける場合は、耐力認定上、屋外側受材（胴つなぎ）の寸法は □-60mm以上×45mm以上となります。

（2）屋内側受材（胴つなぎ）

JAS規格に適合する構造用製材または下地用製材など

□-27mm以上×27mm以上

※当準耐火認定では屋内側受材（胴つなぎ）は認定上必須ではありません。

4-2-2 縦胴縁（必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する）

JAS規格に適合する構造用製材、造作用製材、下地用製材など

外装材の一般部 幅45mm以上×厚さ15mm以上

外装材の縦目地部 幅90mm以上×厚さ15mm以上

※樹種がベイツガまたはアカマツの場合は、厚さ15mm以上、スギまたはエゾマツの場合は、厚さ18mm以上となります。

※胴縁は縦胴縁に限定となります。

※縦胴縁の留め付け方法は、使用するNYG協会正会員各社の窓業系サイディングのマニュアル、仕様に従ってください。

※縦胴縁の取り付けは当準耐火認定上、必須ではありませんが、耐久性の観点から室外側に通気層が必要です。原則、縦胴縁または通気留付金具を使用することにより室外側に通気層を設置してください。但し、住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）「ハ結露の発生を防止する対策に関する基準」などにより通気層を省略できる要件を満たし、設計者または施工者が通気層を省略できると判断する場合はこの限りではありません。

4-2-3 透湿防水シート

JIS A 6111に規定する「透湿防水シート」厚さ0.5mm以下のもの。

4-2-4 防湿気密シート

外被材なしのグラスウール（裸品）を使用する場合には原則下記のものを使用する。外被材付きのグラスウールを使用する場合には必要に応じて下記のものを使用する。

JIS A 6930に規定する「住宅用プラスチック系防湿フィルム」など厚さ0.2mm以下のもの。

※当準耐火認定では防湿気密シートは認定上必須ではありませんが、耐久性の観点から室内側に防湿層が必要です。外被材付きのグラスウールを使用しない場合には、原則、室内側に防湿気密シートを使用してください。但し、住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）「ハ結露の発生を防止する対策に関する基準」などにより防湿気密シートを省略できる要件を満たし、設計者または施工者が防湿気密シートを省略できると判断する場合はこの限りではありません。

木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15 窓業系サイディング仕様 施工仕様書

J-008-9

4-2-5 釘・タッピンねじ・ステープルなど

- (1) EXボードの留め付け用釘 **NZ 50** ($\phi 2.75\text{mm} \times 50\text{mm}$)
(2) TB、TBZの留め付け用タッピンねじ：鋼製またはステンレス製
TB、TBZの留め付け用タッピンねじ $\phi 3.5\text{mm}$ 以上 $\times 32\text{mm}$ 以上

※TB、TBZを耐力壁として使用する場合には、耐力壁の大臣認定に従ってください。

- (3) 縦胴縁の留め付け用タッピンねじ・釘 タッピンねじ $\phi 3.8\text{mm}$ 以上 $\times 50\text{mm}$ 以上
釘 $\phi 2.75\text{mm}$ 以上 $\times 50\text{mm}$ 以上
(4) サイディングの留付金具、通気留付金具 厚さ 0.8mm 以上 \times 幅 40mm 以上 \times 高さ 40mm 以上
(幅および高さの合計が 90mm 以上)
(5) サイディングの留付金具、通気留付金具留め付け用タッピンねじ・釘
タッピンねじ $\phi 3.0\text{mm}$ 以上 $\times 25\text{mm}$ 以上
リング釘 $\phi 2.3\text{mm}$ 以上 $\times 38\text{mm}$ 以上
(6) 受材(胴つなぎ)留め付け用釘 **2-N90** (小口打ちの場合)
2-N75 (斜め打ちの場合)
(7) ステープル：鋼製またはステンレス製
EXボードへの透湿防水シートの留め付け用ステープル 幅 10mm 以上 \times 長さ 6mm
(EXボードへの透湿防水シートの留め付け用にはブチルゴムテープ、アクリルテープまたはスプレーのりも使用可能)
防湿気密シートの留め付け用ステープル 幅 10mm 以上 \times 長さ 6mm 以上
(防湿気密シートの留め付け用にはブチルゴムテープ、アクリルテープまたはスプレーのりも使用可能)

※縦胴縁、サイディング、留付金具、通気留付金具の留め付け材は、NYG協会正会員各社で寸法が異なるため、使用するNYG協会正会員各社の窓業系サイディングのマニュアル、仕様またはNYG協会発行の「窓業系サイディングと標準施工」に従ってください。

4-2-6 通気スペーサー(サイディングの釘・タッピンねじ留め付け部)

- (1) 材質 ポリプロピレンなど
(2) 寸法 厚さ 5mm \times 幅 50mm \times 長さ 100mm 以下

4-2-7 ハット形ジョイナー

JIS G 3322 または JIS G 3323 などに規定する「めっき鋼板」厚さ 0.2mm 以上のもの。

4-2-8 スプレーのり

EXボードへの透湿防水シートの留め付け用スプレーのり
スチレンブタジエンゴム系接着材など
(透湿防水シートの留め付け用にはステープルも使用可能)

4-2-9 サイディング左右接合部および開口部などのサイディング取合部の処理材

- (1) シーリング材
変成シリコーン系など
(2) プライマー
専用プライマーなど

木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15
窓業系サイディング仕様 施工仕様書

J-008-10

4-2-10 内装材継目部の処理材（必要に応じて継目処理などをする場合には下記のものを使用する）

(1) ジョイントコンパウンド（パテ）

「タイガーGLライト」、「タイガーFライト」、「タイガージョイントセメント」（吉野石膏製）など

(2) ジョイントテープ

「タイガージョイントテープ」、「タイガーGファイバーテープ」など

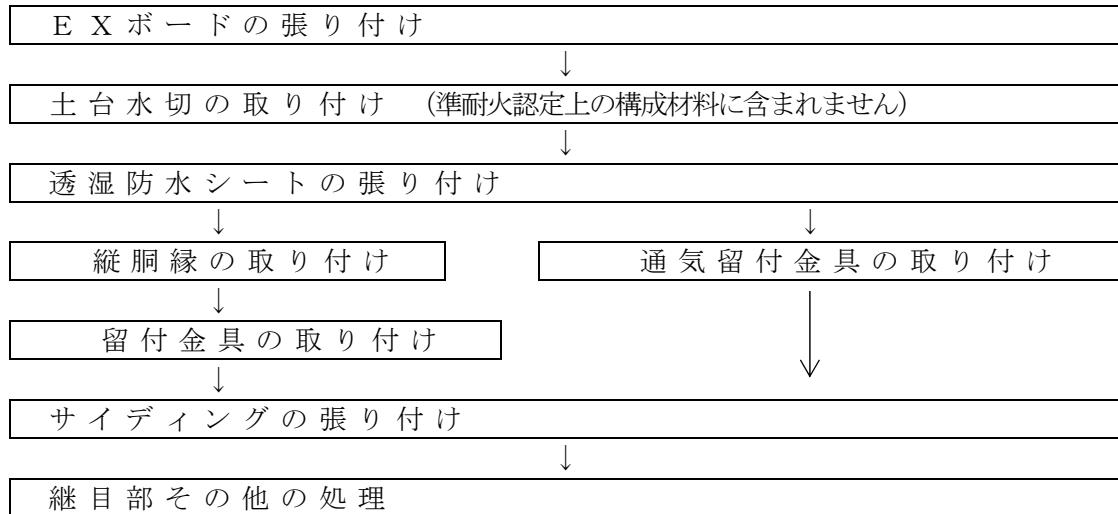
木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15 窯業系サイディング仕様 施工仕様書

J-008-11

⑤ 施工要領

5-1 標準施工手順

5-1-1 屋外側



※ 下地組は、吉野石膏（株）の「タイガーエクスボード耐力壁【木造軸組大壁工法 3仕様】」施工仕様書に従ってください。

5-1-2 屋内側



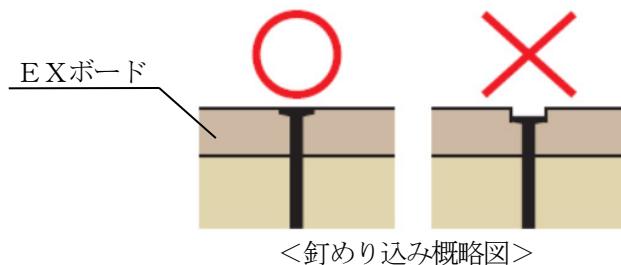
木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15 窯業系サイディング仕様 施工仕様書

J-008-12

5-2 施工要領

5-2-1 EXボードの張り付け

- (1) 耐力壁にする場合、「タイガーEXボード耐力壁【木造軸組大壁工法 3仕様】」施工仕様書に基づいて張り付ける。
- (2) 壁倍率を必要としない場合、釘(NZ50)の間隔は、76~200mmとする。
- (3) 横目地を設ける場合は、土台と梁などの間の寸法3mあたり1本とする。
※釘頭がEXボード表面と面一になるように、自動釘打ち機のエア一圧を調整し、試打後に釘打ちしてください。また、樹種毎にエア一圧を調整してください。



<釘めり込み概略図>

※自動釘打ち機で打ち込み不足が生じた場合、ハンマーなどで釘頭がEXボード表面と面一になるように留め付けてください。

※EXボードは、仮留めの状態で放置せず、必ず所定の釘打ちを完了させてください。

※EXボードの釘での留め付けは、木下地(柱、間柱、中間柱など)を外さず、釘打ちしてください。木下地(柱、間柱、中間柱など)を外した場合、釘が貫通し反対側に飛び出す恐れがあります。必ず反対側に人がいないことを確認の上、施工してください。

5-2-2 屋外側土台水切の取り付け

土台水切を墨出ししたEXボードに取り付ける。

5-2-3 屋外側透湿防水シートの張り付け

- (1) 透湿防水シートは、横張りとし、下から上へ張る。
 - (2) 透湿防水シートは、連続させてすき間が生じないように調整しながら、EXボードにステープルで留め付ける。ステープルの間隔は、縦方向では300mm以下、横方向では455mm以下、その他の部位は、たるみ、シワとならないように3,000mm以下で留め付ける。
 - (3) 透湿防水シートの継目部の重ね代は、縦方向では90~500mm、横方向では150~500mmとする。横方向の重ね代は、EXボードの目地と重ならないように横方向にステープル2本で留め付ける。
- ※ステープルは長さ6mmを用い、留め付けはハンマータッカーを用いてください。

5-2-4 屋外側縦胴縁の取り付け（必要に応じて取り付ける場合に限る）

- (1) 脇縁は、縦胴縁とし、サイディングの一般部は幅45mm以上、左右接合部および出入隅部は幅90mm以上を用いる。
- (2) 縦胴縁は、柱、間柱および中間柱の位置に釘などで500mm以下の間隔で留め付ける。
※留め付け方法は、使用するNYG協会正会員各社の窯業系サイディングのマニュアル、仕様に従ってください。

木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15 窯業系サイディング仕様 施工仕様書

J-008-13

5-2-5 屋外側サイディングの取り付け

- (1) サイディングは、横張りとし、留付金具または通気留付金具を用いる。留付金具は縦胴縁に留め付け、通気留付金具は柱、間柱および中間柱に留め付ける。
- (2) 使用するNYG協会正会員各社の窯業系サイディングのマニュアル、仕様またはNYG協会発行の「窯業系サイディングと標準施工」に従って取り付ける。

5-2-6 屋外側サイディング接合部などの処理

使用するNYG協会正会員各社の窯業系サイディングのマニュアル、仕様またはNYG協会発行の「窯業系サイディングと標準施工」に従って処理する。

5-2-7 屋内側断熱材の取り付け（必要に応じて挿入する場合に限る）

- (1) 屋外側のEXボードを施工後、中空部に断熱材を挿入する。外被材付きのグラスウールなどは耳部を柱、間柱および中間柱の室内側の見付面にステープルで約200mmの間隔で留め付ける。
- (2) 断熱材は、柱、間柱および中間柱との間にすき間が生じないように充てんする。

5-2-8 防湿気密シートの張り付け

外被材なしのグラスウール(裸品)を使用する場合には原則使用し、外被材付きのグラスウールを使用する場合には必要に応じて使用する。

- (1) 防湿気密シートは、横張りとする。
- (2) 防湿気密シートは、連続させてすき間が生じないように調整しながら、柱などにステープルで留め付ける。ステープルの間隔は、シートの継目部および上下端部では200～300mm、その他の部位は、たるみ、シワとならないように3,000mm以下で留め付ける。
- (3) 防湿気密シートの継目部の重ね代は、30～100mmとする。

5-2-9 屋内側TBまたはTBZの張り付け

- (1) TBまたはTBZは、縦張りまたは横張りとする。
- (2) TBまたはTBZは、柱、間柱、中間柱、受材などにタッピンねじで留め付ける。TBまたはTBZのタッピンねじの間隔は、周辺部150mm以下、中間部200mm以下とする。ただし、TBまたはTBZの周辺部は必ず間柱以外の柱、中間柱、受材または胴つなぎなどに留め付ける。
- (3) ねじ頭は、TBまたはTBZの表面より軽く凹ませる。
- (4) TBまたはTBZの目地部は、すき間のないように互いに突き付け張りとする。
※TBまたはTBZを耐力壁とする場合には、耐力壁の大臣認定に従ってください。

5-2-10 TBまたはTBZの継目部などの処理（必要に応じて処理する場合に限る）

TBまたはTBZの継目部などは、ジョイントテープ「タイガージョイントテープ」、「タイガーGファイバーテープ」とジョイントコンパウンド（ペテ）「タイガーGLライト」、「タイガーFLライト」、「タイガージョイントセメント」などを用いて仕上げる。

5-2-11 屋内側仕上げ（必要に応じて処理する場合に限る）

ペイント、壁装材貼り、吹付けなどで仕上げる。

木造軸組外壁 4.5準耐火EX-Y15 窓業系サイディング仕様 施工仕様書

J-008-14

5-2-12 その他設計、施工上の留意点

- (1) この「施工仕様書」は、認定書の中から推奨する材料を明記しております。この「施工仕様書」に明記していない認定範囲の材料を用いる場合、認定番号QF045BE-1514(1)またはQF045BE-1514(3)の認定書に記載してある材料に限定されます。
- (2) 壁高および壁幅については、構造計算などにより構造安全性が確かめられた寸法としてください。
- (3) EXボードを耐力壁とする場合は、柱の寸法は105mm角以上、中間柱および間柱の見込み寸法は105mm以上となります。留め付け間隔、その他条件は、認定番号FRM-0534-1、FRM-0594またはFRM-0599の耐力壁認定書に従ってください。
- (4) TBまたはTBZを用いて屋内側の耐力壁とする場合には、耐力壁の大臣認定に従ってください。
- (5) EXボードは、仮留めの状態で放置せず、必ず所定の釘打ちを完了させてください。
- (6) EXボードの施工後は、速やかに透湿防水シートを施工してください。
- (7) 雨天時の屋外側の施工は、避けてください。
- (8) 雨天後の屋外側の施工は、事前に施工完了箇所が充分に乾燥していることを確認してから行ってください。
- (9) 当壁構造に開口部を設置する際は、建築地域の条件に従ってください。
- (10) 当準耐火認定の試験ではNYG協会の試験用サイディングを用いております。当認定で使用可能なサイディングは、NYG協会正会員会社にご確認ください。
- (11) 当準耐火認定では、サイディングは横張り、胴縁は縦胴縁に限定となります。
- (12) 防蟻および防腐処理された縦胴縁を用いる場合は、施工中に雨水にさらされないよう、速やかにサイディングを施工するか養生をしてください。
- (13) 縦胴縁の取り付けおよび防湿気密シートの張り付けは当準耐火認定上、必須ではありませんが、耐久性の観点から室外側に通気層、室内側に防湿層が必要です。原則、縦胴縁または通気留付金具を使用することにより室外側に通気層を設置してください。また、外被材付きのグラスウールを使用しない場合には、原則、室内側に防湿気密シートの張り付けを行ってください。但し、住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1(3)「ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準」などにより通気層を省略できる要件を満たす、または防湿気密シートを省略できる要件をそれぞれ満たし、設計者または施工者が通気層および防湿気密シートを省略できると判断する場合はこの限りではありません。
- (14) 当壁構造での曲面壁の設計・施工はできません。

木造軸組外壁 45準耐火EX-Y15
窓業系サイディング仕様 施工仕様書

J-008-15

⑥ 検査

6-1 自主検査

6-1-1 屋外側

工程	項目	要点	方法	基準	管理方式
EXボードの張り付け	目地	突き付け	目視	突き付け張りで張っていること	チェック検査
		種類	箱の表示など	NZ50	
	釘	間隔	スケールなど	(耐力壁とする場合) 耐力壁の認定仕様に従っていること (耐力壁としない場合) 76~200mm	
透湿防水シートの張り付け	透湿防水シート	厚さ	スケールなど	0.5mm以下	チェック検査
	継目	重ね代	スケールなど	縦方向 90~500mm 横方向 150~500mm	
		寸法	スケールなど	幅 10mm以上、長さ 6mm	
	ステープル	間隔	スケールなど	縦方向 300mm以下 横方向 455mm以下	
		状態	シワ・たるみ	シワ・たるみがないこと	
縦胴縁の取り付け	胴縁	厚さ	スケールなど	15mm以上	チェック検査
		幅	スケールなど	サディング一般部 45mm以上 サディング左右接合部 90mm以上 出入隅部 90mm以上	
	タッピンねじ	胴径部	箱の表示など	3.8mm以上	
		長さ	スケールなど	50mm以上	
		間隔	スケールなど	500mm以下	
	釘	胴径部	箱の表示など	2.75mm以上	
		長さ	スケールなど	50mm以上	
		間隔	スケールなど	500mm以下	
サイディングの張り付け	種類	組成など	証明書など	認定の範囲内であること	チェック検査
	サイディング	厚さ	スケールなど	(中実品の場合) 15mm以上	
				(中空品の場合) 18mm以上	
	左右接合部	目透かし	スケールなど	10mm以下	
	留付金具	位置	目視	縦胴縁に取り付けてあること	
	通気留付金具	位置	目視	柱・間柱・中間柱に取り付けてあること	

木造軸組外壁 45準耐火EX-Y15
窓業系サイディング仕様 施工仕様書

J-008-16

工程	項目	要点	方法	基準	管理方式
サイディング接合部の処理	ハット形ジョイナー	厚さ	スケールなど	0.2mm以上	チェック検査
		接合部	目視	使用していること	
	シーリング材	種類	箱の表示など	認定の範囲内であること	
		充てん	目視	すき間がないこと	
			スケールなど	サイディング縦目透かし部 充てん高さ5mm以上	

注)上記表は認定条件を満たす検査項目の中から抜粋したものとなります。施工監理上、必要な検査項目は別途、現場毎にご検討ください。

6-1-2 屋内側

工程	項目	要点	方法	基準	管理方式
中空部断熱材の取り付け	断熱材	種類	梱包材の表示など	グラスウール 密度10kg/m³以上 厚さ12mm以上	
防湿気密シートの張り付け	挿入	すき間	目視	すき間がないこと	チェック検査
	防湿気密シート	厚さ	スケールなど	0.2mm以下	
	継目	重ね代	スケールなど	30~100mm	
	ステープル	サイズ	スケールなど	幅10mm以上、長さ6mm以上	
		間隔	スケールなど	200~300mm	
TBまたはTBZの張り付け	状態	シワ・たるみ	目視	シワ・たるみがないこと	
	タッピンねじ	目地	突き付け	突き付け張りで張っていること	
		胴部径	箱の表示など	3.5mm以上	
		長さ	スケールなど	32mm以上	
		間隔	スケールなど	周辺部150mm以下 中間部200mm以下	

注)上記表は認定条件を満たす検査項目の中から抜粋したものとなります。施工監理上、必要な検査項目は別途、現場毎にご検討ください。

6-2 立会い検査

立会い検査は、建築元請業者の監督員の指示に基づいて行う。

木造軸組外壁 45準耐火EX-Y15
窯業系サイディング仕様 施工仕様書

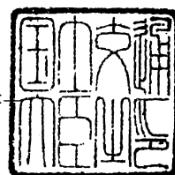
J-008-17

認定書

国住指第1289号
平成30年8月6日

吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第一号から第三号まで（外壁（耐力壁）：各45分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
QF045BE-1514(1)
2. 認定をした構造方法等の名称
化粧窯業系サイディング・両面ボード用原紙張せっこう板表張／せっこうボード裏張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書＜準耐火構造＞（中空部に断熱材を挿入しない場合）

[令和7年6月版]

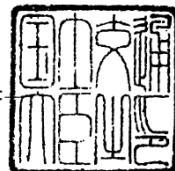
認定書

国住指第1291号
平成30年8月6日

吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣

石井 啓



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第一号から第三号まで（外壁（耐力壁）：各45分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
QF045BE-1514(3)
2. 認定をした構造方法等の名称
人造鉱物繊維断熱材充てん／化粧窯業系サイディング・両面ボード用原紙張
せっこう板表張／せっこうボード裏張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

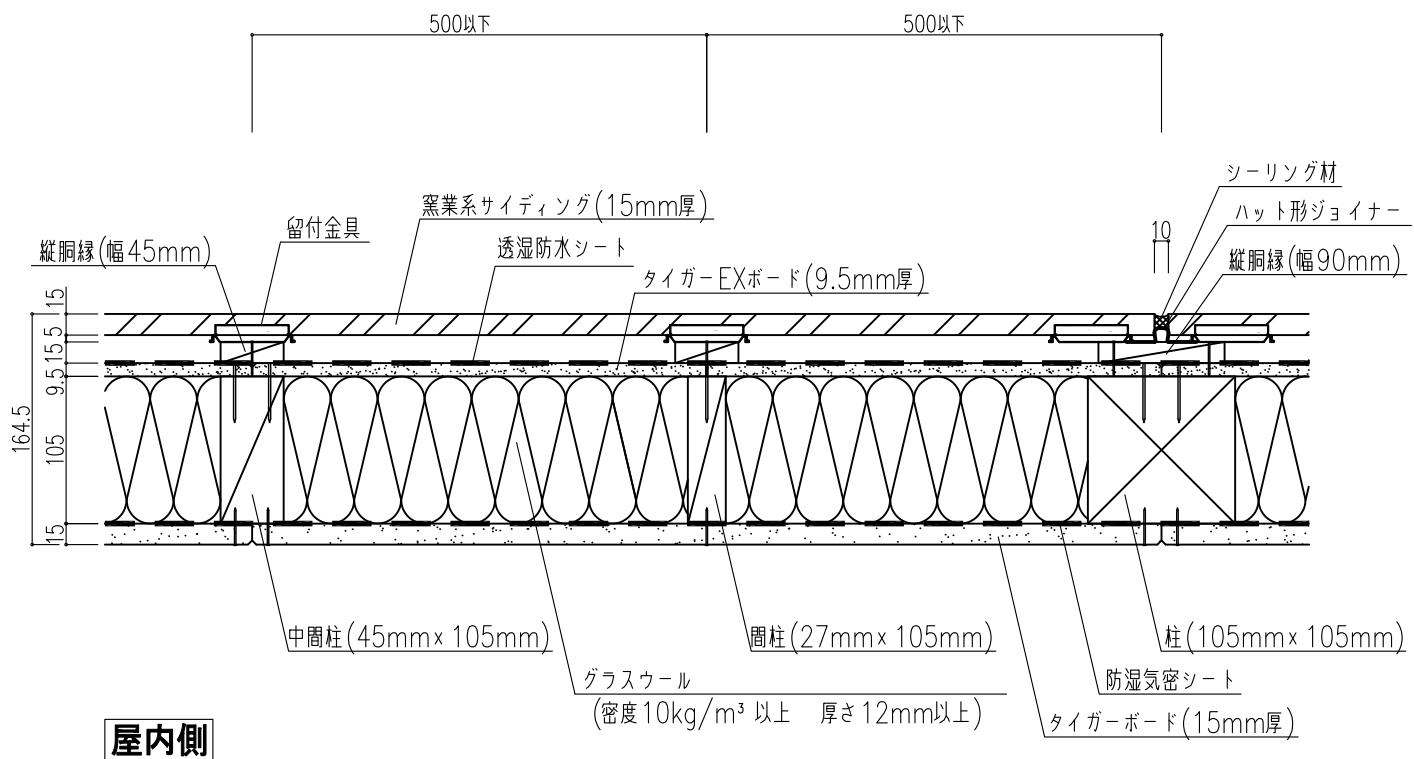
(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書＜準耐火構造＞（中空部に断熱材を挿入する場合）

[令和7年6月版]

水平断面図

屋外側



屋内側

※窯業系サイディングは横張り、胴縁は縦胴縁に限定となります。
※縦胴縁なしの通気留付金具工法も施工が可能です。

図面名

水平断面図

[令和7年6月版]